

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	危機管理課

契約業者名・住所	一般社団法人 AR 防災 東京都小平市上水南町三丁目 10 番 8 号
工事等の名称	災害体験用物品 (AR・VR) 賃貸借
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	「リース」その他 (災害体験用物品 (AR・VR) 賃貸借)
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1,980,000 円
工事等の概要	災害体験用物品 (AR・VR) の賃貸借
随意契約の理由	本災害体験用物品 (AR・VR) の賃貸借は、市が自治会や町会等の防災イベント等に貸出すことによって、よりリアルな疑似災害体験をすることを可能にし、市民の災害時の対応力を養うことに繋がるものである。 災害疑似体験アプリ「Disaster Scope®」を使用した浸水体験 (AR) は、CG で表現された水面を実風景の映像に重ねて立体的に表示する。設定された水位以上に存在する物体には水面がかからないようリアルタイムに遅滞なく遮蔽処理が行われるため、より現実感のある浸水体験が可能である。 火災体験 (AR) は特許を取得しており、CG で表現された煙が実風景に重ねて表示されるものである。煙の表現については、京都市消防局の監修を受けており、実際の火災現場と同様に煙と空気の境界である中間帯の存在を実感できるものとなっている。 地震体験 (VR) は、現実世界から完全に切り離し仮想空間に没入させ、過去の地震データをもとに、

実際に起きた揺れを再現した地震体験が可能である。

この浸水・火災・地震体験の３種類の貸貸借が可能なのは、「一般社団法人 AR 防災」のみである。更に、貸貸借期間中のメンテナンス、アップデートや最新機種への変更にも随時対応可能であるのも同事業者のみであり、これにより、常に最新のものを市民に提供することが可能である。

また、一般的に災害体験用 AR・VR の貸貸借は、単発のイベント等への貸出が多く、短期的な貸貸借が主であるが、同事業者は、本市において、１年間の長期的な貸貸借の実績があり、故障や不具合の発生に対しても柔軟に対応することが可能であり、市は安定して市民への啓発事業を実施できる。

以上より、性能、運用、実績等総合的に勘案し、同事業者は、最も適切な事業者であるといえる。

従って、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、同事業者を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思慮する。

また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適応し、１者からのみ見積りを徴するものとする。